

○新潟県中東福祉事務組合職員駐車場利用規程

令和3年2月19日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員駐車場（以下「駐車場という。」）の利用その他必要な事項について定めるものとする。

(対象駐車場)

第2条 この訓令の対象となる駐車場は、新潟県中東福祉事務組合駐車場とする。

(駐車場利用者)

第3条 駐車場を利用することができる職員は、通勤距離が2キロメートル以上の職員とする。ただし、使用する駐車場に余裕があるとき、または特別の理由があるときは、この限りではない。

(申請)

第4条 職員が通勤のため駐車場を利用しようとするときは、職員駐車場利用登録（変更）許可申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を事務局長に提出しなければならない。なお、申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(利用許可)

第5条 事務局長は、前条に規定する申請を受けたときは、利用状況を確認の上、適正と認めるものに利用許可を与えるものとする。

2 前項に規定する利用許可は、新潟県中東福祉事務組合職員駐車場利用許可証（以下「許可証」という。）の交付により行うものとする。ただし、施設管理上必要でないとき等は省略することができる。

3 前2項の規定により許可証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、勤務のため駐車場を利用するときは、許可証を車外から確認できるよう車内に表示しなければならない。

(利用の取り消し等)

第6条 利用者は、駐車場の利用をしなくなったときは、申請書により利用の取り消しを事務局長に申し出るとともに、許可証を返還しなければならない。

(駐車場使用料)

第7条 管理者は、利用者から駐車場の使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

2 前項の使用料は、月額500円とする。

3 月の途中で利用に異動があるときであっても1箇月分を徴収する。

4 第1項から前項までの規定は、会計年度任用職員には適用しないものとする。

(使用料の徴収)

第8条 使用料は、利用者の給料から差し引くことにより徴収するものとする。ただし、これによりがたい場合は、適切な方法で徴収するものとする。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可証を転借しないこと。

(2) その他事務局長が必要に応じて指示すること。

(事故等の免責)

第10条 組合は、駐車場内での事故等による損害については、一切その責めを負わない。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、駐車場利用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

事務局長	事務長	園 長	係 長	係

職員駐車場利用登録（変更）許可申請書	
所 属	
氏 名	
住 所	
通 勤 距 離	km（通勤届に記載している距離数）
車種及び番号	車種 (例) トヨタ エスティマ 番号 (例) 新潟 300 あ 1234
申 請 種 別 該当を○で囲む	1 新規利用登録 2 継続 3 車種及び番号変更 4 住所変更 5 氏名変更 6 取消
※許可年月日	令和 年 月 日
備 考	

上記のとおり職員駐車場の利用について申請します。

なお、職員駐車場使用料は給与控除を申し出ます。

令和 年 月 日

職・氏名 ㊞

事務局長 様